

平成 2 5 年度施策の事前分析表 (資料 1 ~ 資料 5)

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ-6-3))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	医薬品の適正使用を推進する(施策目標Ⅰ-6-3)				担当部局名	医薬食品局総務課		作成責任者名	総務課長 鎌田 光明														
施策の概要	本施策は、医薬品の適正使用の普及啓発を推進するために実施している。				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項) 医薬品適正使用推進費;医薬品の適正使用の推進に必要な経費(一部) [平成25年度予算額:124,549千円]				関連施策	-																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	医薬品の適正使用を推進するべく、医薬分業の推進、薬局における医療事故の発生予防・再発防止、医療技術の高度化・専門化の進展に対応できる病院・薬局薬剤師の知識及び技能の養成、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成事業を実施している。							政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28																			
モニ	モニ	実績	モニ	モニ																			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
1 医薬分業率(全国・地域別)	65%	23年度	前年度以上	毎年度	24年度	25年度	65%	23年度	医薬分業が進むことによって、薬局の薬剤師による服薬指導等の機会が増え、医薬品の適正使用の啓発が進むと考えられるため、医薬分業率を目標値として設定した。 なお、医薬分業率については、地域の特性等様々な要因があることから、全国一律の数値としての設定は困難であるため、目標値を前年度以上として設定した。														
2 日本薬剤師会が実施している各種研修・講習会受講者数	3,635人	23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	3,635人	23年度	薬剤師研修を充実させることによって、各種研修・講習会を受講する薬剤師が増加し、薬剤師の知識及び技能が向上することは、医薬品の適正使用の推進に資するものであると考えられるため、当該指標を設定した。														
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
-	-			-	-																		
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																		
3 医薬分業率(全国)	59.1%	60.7%	63.1%	64.6%	-																		
4 日本薬剤師会が実施している各種研修・講習会受講者数	3,328人	3,332人	3,200人	3,635人	-																		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 医薬品適正使用推進事業 (普及啓発に係る部分)	24百万円	12百万円	11.7百万円	1	厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会の主催で実施する「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)において、医薬分業の趣旨を盛り込んだポスター及びリーフレットを作成・配布し、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい知識を広く国民に浸透させることにより、保健衛生の維持向上を図る事業。	啓発資材配布数(ポスター54000部、リーフレット95000部) 医薬分業指導者協議会開催回数 1回 の実施	国民への普及啓発を行い、医薬分業率を上昇させ、医薬品の適正使用を推進する。	193
(2) 薬局医療安全対策推進事業	38百万円	12百万円	38百万円	-	薬局におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、分析・評価を行うことにより、医療安全の確保を目的とする事業。	本事業への参加薬局数の増加	薬局におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、その発生要因等を分析して再発防止に役立てる。	194
(3) 薬剤師生涯教育推進事業	21百万円	18百万円	15百万円	2	病院や薬局等に勤務している薬剤師を対象として、病院や地域におけるチーム医療に貢献するために必要な知識及び技術を習得させるため、医療現場等において医師や看護師等と協働した高度な医療に関する実務研修等を行う事業。	本事業への参加人数の増加	チーム医療や地域医療の推進に貢献する薬剤師を養成する研修を行うこと等により、基準調剤加算(1及び2)の届出数の増加を推進する。	195
(4) 在宅医療提供拠点薬局整備事業費	-	160百万円	20百万円	-	がん患者等の在宅医療を推進するため、高い無菌性が求められる注射薬や輸液などを身近な薬局で調剤できるよう、拠点薬局の無菌調剤室の共同利用体制をモデル的に構築し、もって薬局における在宅医療の推進に寄与する事業。	無菌調剤室を2カ所に設置	地域拠点薬局に無菌調剤室を設置することで共同利用体制をモデル的に構築し、在宅医療を推進する。	196
(5) 薬物療法提供体制強化事業費	-	-	40百万円	-	抗がん剤など使い方が難しい薬を用いた治療や適切な服薬指導などを、誰もが安心して在宅で受けられるよう、薬剤師がチーム医療の一員として訪問や相談、情報提供をスムーズに行える体制を整備するなど、地域での適切な薬物療法を推進することを目的とする事業。	事業実施者の8カ所を 選定	実施主体である都道府県が地域の実情に応じて選択できるような形で基本メニュー及び個別メニューを国が提供し、モデル的な事業実施を通じて、地域住民に対する適切な薬物療法の推進・普及を図る。 【基本メニュー】関係業種が一体となった効率的な薬物療法の提供 【個別メニュー(ひとつ以上を選択)】①抗がん剤等在宅提供支援 ②地域に応じた在宅薬局体制確保 ③医薬品の適正使用の推進 ④その他、評価委員会で認められたメニュー	新25-012

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ-2-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	医療従事者の資質の向上を図ること(施策目標Ⅰ-2-2)	担当部局名	医政局医事課、歯科保健課、看護課	作成責任者名	医事課長 北澤 潤 歯科保健課長 上條 英之 看護課長 岩澤 和子										
施策の概要	チーム医療や医師・歯科医師の臨床研修を推進すること、医療従事者に対する研修を実施すること等を通して、医療従事者の資質向上を図ることで、質の高い医療サービスを提供できる体制を整備するために実施している。	政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること												
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項)医療従事者資質向上対策費(一部) [平成25年度予算額:14,565,995千円] (項)医療提供体制基盤整備費 [平成25年度予算額:22,700,000千円の内数]	関連施策	基本目標Ⅰ(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標2(必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること)の施策目標Ⅰ-2-1(今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること)は、医師確保対策という点で、評価対象施策と関連している。												
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○ 近年、質が高く、安心で安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されている。このような中、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進する必要があり、厚生労働省では、様々な立場の有識者から構成される会議を開催し、医療従事者の質の向上に向け、日本の実情に即した医師、看護師等の協働・連携の在り方について検討を進めている。</p> <p>○ 医師・歯科医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な能力を習得することにより資質の向上を図ることを目的とし、医師については2年以上、歯科医師については1年以上、臨床における研修を義務付けており、これに基づき、厚生労働大臣が指定した臨床研修病院において、臨床研修を実施している。 (根拠法令:医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2)</p> <p>○ 保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修(保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。)を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないとされており、新人看護師を対象とした臨床研修、専門分野における質の高い看護師の育成を目的とした研修など、看護師の資質向上を目的とした研修を実施している。 (根拠法令:保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2)</p>			政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28											
モニ	モニ	実績	モニ	モニ											

測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			24年度	25年度			
1 医師研修医の満足度調査(満足度15段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	74%	平成20年度	前年度以上	毎年度	74%以上	前年度以上	74%	平成23年度	医療サービスの質の向上を指標により評価することは非常に困難であるが、臨床研修医が満足しているということは、臨床研修制度や各医療機関における研修内容が充実しているということでもあり、それが医師の質の向上にもつながるものと考えられるため、当該指標を用いている。
2 歯科医師研修歯科医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	76%	平成22年度	前年度以上	毎年度	76%以上	前年度以上	76%	平成22年度(平成23年度の結果は現在集計中)	医療サービスの質の向上を指標により評価することは非常に困難であるが、臨床研修歯科医が満足しているということは、臨床研修制度や各医療機関における研修内容が充実しているということでもあり、それが歯科医師の質の向上にもつながるものと考えられるため、当該指標を用いている。
3 看護師等における講習会・研修会等の修了者人数	19,822人	平成18年度	前年度以上	毎年度	平成23年度以上	前年度以上	61072人	平成22年度(平成23年度の結果は現在集計中)	○看護師等については、医師や歯科医師のように、免許取得後の臨床も含めた研修が義務付けられておらず、基本的には、医療機関内で実施する研修や、関係団体が実施する研修に自主的に参加することで、質の向上を図っている。このため、厚生労働省では、各種研修会等を実施する者に対して支援を行っている。 ○医療サービスの質の向上を指標により評価することは非常に困難であるが、各種研修会等を修了する看護師等が増加することは、看護師等の質の向上にもつながるものと考えられるため、当該指標を用いている。

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度			
	4 臨床研修指導医における講習会の修了者人数	8671人	6766人	5590人	5548人		-	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) ドクターヘリの導入促進 (平成22年度)	29.3億円	250億円の内数	227億円の内数	-	救命率の向上及び広域患者搬送を目的として、ドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)の全国的な導入を促進する。	ドクターヘリの導入機数:前年度以上	ドクターヘリの導入を推進することで、ドクターヘリを用いた迅速な救命救急活動の機会を増加させる。	039
(2) 臨床研修費 (昭和43年)	142億円	132億円	121億円	1	臨床研修の円滑な実施を図るため、公私立大学附属病院、臨床研修病院に対して指導の確保、医師不足地域及び産婦人科・小児科宿日直研修、へき地診療所研修、地域協議会の設置等にかかる補助を行っている。	医師臨床研修医数	将来専門とする分野にかかわらず、患者と良好な信頼関係の下に患者を全人的に診ることができるよう、①医師としての人格を涵養し、②プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するとともに、③臨床研修に専念できる環境を整備すること、を基本的な考え方として、医療機関における環境整備に対する支援により確実な研修の実施を担保し、また、講習会により指導医の質を担保することで、効果的な臨床研修の実施と研修の質の向上につなげる。	040
(3) 死体検案講習会費 (平成17年度)	0.2億円	0.2億円	0.1億円	-	警察医や一般臨床医で、検案に従事する機会が多い医師を対象として検案業務に関する講習会を開催。【講習期間及び内容】 ①座学2日間…死体解剖保存法などの法律講義、検案制度の国際比較、死体検案書の書き方、検案の実施方法等 ②監察医務院や各大学法医学教室などにて見学実習(スクリーニング)、1検案あたり2時間程度の見学実習を3回程度経験 ③座学1日間…家族への対応についての演習(グループワーク)、見学実習を受けての症例報告	解剖率(前年度以上)	検案実務に従事する機会が多い一般臨床医、警察医を対象に、検案業務に関する講習会を開催し、検案能力の向上を図る。	041
(4) 医療関係者問題調査検討会等経費 (昭和63年度)	0.5億円	0.4億円	0.4億円	1	①医師研修研究経費 臨床研修指導医が研修医を指導する上で、より効果的な教育訓練の技法を開発し、普及させるための検討を行う。 ②医療関係者問題調査検討会費 良質で効率的な医療を確保するために必要な医療関係者に関する検討会を開催する。 ③外国人医師等臨床修練認定経費 我が国の医師等の資格を有しない外国医師等が医療技術を修得するために、その研修に必要な範囲内において、医療行為の認定を行う。 ④医師等資質向上対策費 行政処分を受けた医師等の再教育を行う。	検討結果の施策への反映状況(報告書数) (前年度以上)	効果的な臨床研修の検討や医療関係者問題についての検討、その他医師等の再教育等を行うことにより、医療関係者の質の向上を図る。	042
(5) 臨床研修関係システム運用経費 (平成15年度)	0.2億円	0.2億円	0.3億円	1	「臨床研修病院募集情報システム」の保守・運用を行う。	医師及び歯科医師臨床研修マッチングシステムによるマッチング数	臨床研修施設が法令に基づく年次報告書等を提出する際に、インターネットを通じての提出を可能とし、臨床研修施設の事務担当者の事務の簡素化を図る。また、当該情報を一般に公開することにより、医学生及び歯科医学生の臨床研修施設の選択に資するとともに、臨床研修施設の間の競争を促し、臨床研修の質の向上を図る。	043
(6) 歯科関係者講習会 (①平成10年度②平成20年度)	0.2億円	0.1億円	0.2億円	2	① 歯科医療関係者感染症予防講習会 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等を対象としたHIVや肝炎等の感染症予防の講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。② 歯の健康力推進歯科医師等養成講習会 歯科医師、歯科衛生士を対象とした高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科医療、口腔ケア等のプロフェッショナルケアを行う専門家養成講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。(報償費、謝金、旅費等)、補助率:定額	講習会参加者数	歯科医師・歯科衛生士等に対して最新の知識や技術の講習会を実施し、歯科保健医療の質の向上、安全・安心で質の高い歯科医療提供体制の充実に寄与する。	044

<p>(7) 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会費 (①平成8年度②平成22年度)</p>	400万円	400万円	400万円	-	<p>① 歯科技工士実習施設指導者等養成講習会 歯科技工士養成所の教育内容の充実を図るため、多様化・高度化する歯科補綴に対応できる教員を養成するための講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。 ② 予防・在宅歯科医療等対応教員養成講習会 歯科衛生士養成所の教育内容の充実を図るため、高齢者や在宅療養者への歯科診療等の対応出来る教員を養成するための講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。</p>	講習会参加者数	<p>歯科技工士養成所及び歯科衛生士養成所の教員に対して多様化・高度化する指導技術等の講習会を実施し、教員の資質向上、教育内容の充実にも寄与する。</p>	045
<p>(8) 歯科医師臨床研修費 (平成9年度)</p>	22.0億円	21.0億円	20.0億円	2	<p>臨床研修施設における指導歯科医等の確保、研修プログラムの企画立案・管理、研修歯科医の受け入れのための環境整備等に係る経費に対する財政支援を行う。</p>	歯科医師臨床研修医数	<p>平成18年度からの歯科医師臨床研修の必修化を踏まえ、臨床研修開始時点における研修歯科医の歯科医師としての資質を確保するとともに、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境を整備すること、研修歯科医が臨床歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な歯科診療能力を身に付け、効果的な臨床研修の実施と歯科医師としての資質の向上に寄与する。</p>	046
<p>(9) 歯科医師臨床研修指導医講習会費 (平成18年度)</p>	300万円	300万円	300万円	2	<p>プログラム責任者講習会 歯科医師臨床研修のプログラム責任者を養成するために実施する講習会に必要な経費に対する財政支援を行う。</p>	講習会参加者数	<p>本講習会により、歯科医師臨床研修における研修プログラムの企画立案・管理、指導歯科医及び研修歯科医に対する指導・助言、研修の進捗状況の把握・評価等を適切に行う能力を修得させ、プログラム責任者を養成し、効果的な臨床研修の実施と歯科医師としての資質の向上につなげる。</p>	047
<p>(10) 新人看護職員研修推進費 (平成22年度)</p>	560万円	440万円	600万円	3	<p>新人看護職員研修に関するガイドラインの普及を図り、病院等において新人看護職員卒業研修の着実な実施を促進する。</p>	病院等に就業した新人看護職員における新人看護職員研修受講者の割合	<p>新人助産師及び新人看護師に対し、必要な姿勢及び態度並びに知識、技術について十分な指導体制及び研修プログラムに基づく研修を行い、また、新人助産師の実地指導者及び新人看護師の教育担当者に対し、卒後教育の考え方、方法論、教育研修指導としての実践等を系統的に研修させ、保健師、助産師及び看護師の資質向上及び医療安全の確保を図る。</p>	048
<p>(11) 看護職員専門分野研修事業(補助金:民間向け) (平成15年度)</p>	0.3億円	0.3億円	0.3億円	3	<p>勤務医の業務負担の軽減を図る観点から、チーム医療の下、医療従事者の役割分担が推進できるよう、高度な技術を有する認定看護師を積極的に養成するため、認定看護師の養成研修事業とする。補助先:(公社)日本看護協会、(社)日本精神看護技術協会、(社)全国社会保険協会連合会、(財)日本訪問看護振興財団及び厚生労働大臣が認める者基準額:1人あたり98千円(認定看護師追加研修1人あたり110千円)補助率:定額</p>	認定看護師認定者数 (各年12月末日現在)	<p>特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護師の育成を促進する。</p>	049
<p>(12) 外国人看護師・介護福祉士受入事業 (平成19年度)</p>	0.5億円	0.5億円	0.5億円	-	<p>本事業は、(公社)国際厚生事業団が行う以下の事業について補助を行うものである。○候補者の就労開始前に実施する看護導入研修 経済連携協定に基づき入国した外国人看護師候補者が、入国後、我が国内の医療施設で就労・研修を行うにあたり必要となる知識・技術を習得させることを目的とした日本語研修の実施。○受入施設に対する巡回訪問(就労・研修等の状況把握) 候補者の受入れ施設を対象に、年1回以上、相談専門員による巡回訪問を実施し、候補者の労務管理及び施設内の研修状況を把握し必要な指導を実施。○候補者からの就労・研修に係る相談・苦情対応 等 候補者のメンタルヘルスケアの観点から、母国語(英語、インドネシア語)での相談窓口を設置し、各種相談を実施。</p>	国家試験合格者数 (成果実績:合格者数、達成度:合格率)	<p>経済連携協定の趣旨に則り、受入施設において適切な就労・研修が行われることを確保するため、経済連携協定に基づき、我が国に入国及び一時的な滞在が認められる外国人看護師及び介護福祉士(以下、「外国人看護師等」という。)が単に安価な労働力として利用されることのないよう、外国人看護師等の適切な雇用管理を確保する。</p>	050

(13) 臨床研修修了者アンケート調査費 (平成22年度)	100万円	100万円	200万円	1	毎年3月末までに臨床研修を修了する全ての医師にアンケート調査を実施	アンケート回収率	医師臨床研修を終了する医師から、各自が経験した臨床研修のプログラム、進路希望、希望勤務地等の情報をアンケート調査により収集し、へき地や離島、産科・小児科等の診療科への医師の誘導策を検討する材料とともに、臨床研修制度の評価及び普遍的な見直しの検討の材料とすることで、臨床研修の質の向上を図る。	051
(14) 看護教員等養成講習推進費 (平成22年度)	300万円	300万円	200万円	3	看護教員等の養成を円滑に行うため、ブロック単位での需給調整を行い、教員養成講習を開催するための調整会議を開催するために必要な経費である。	病院等に就業した新人看護職員における新人看護職員研修受講者の割合	新人助産師及び新人看護師に対し、必要な姿勢及び態度並びに知識、技術について十分な指導体制及び研修プログラムに基づく研修を行い、また、新人助産師の実地指導者及び新人看護師の教育担当者に対し、卒後教育の考え方、方法論、教育研修指導としての実践等を系統的に研修させ、保健師、助産師及び看護師の資質向上及び医療安全の確保を図る。	052
(15) 保健師等再教育講習会費 (平成22年度)	110万円	110万円	200万円	3	保健師・助産師・看護師に対する再教育研修講習会に必要な謝金等を支給する。	認定看護師認定者数 (各年12月末日現在)	特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護師の育成を促進する。	053
(16) 外国人看護師候補者学習支援事業 (平成22年度)	1.2億円	1.0億円	1.0億円	-	(社)国際厚生事業団が行う以下の事業について補助を行うものである。①看護師国家試験の受験に向けた具体的な学習内容や方法、学習スケジュールを作成し、各受入施設へ提示②EPA看護師候補者向け学習サポートシステムを運用し候補者個々に学習管理ができる環境の提供③学習教材の提供により候補者の日々の継続的な自己学習の支援④看護専門家及び日本語専門家の指導や相談への対応⑤模擬試験の実施等による看護師国家試験受験までの計画的な学習の提供 等	国家試験合格者数 (成果実績:合格者数、達成度:合格率)	経済連携協定の趣旨に則り、受入施設において適切な就労・研修が行われることを確保するため、経済連携協定に基づき、我が国に入学及び一時的な滞在が認められる外国人看護師及び介護福祉士(以下、「外国人看護師等」という。)が単に安価な労働力として利用されることのないよう、外国人看護師等の適切な雇用管理を確保する。	054
(17) 歯科保健医療情報収集等事業 (平成23年度)	0.2億円	0.1億円	0.2億円	2	歯科保健医療サービスを実施する全国の歯科医療機関(診療所、病院等)から、歯科保健医療サービスを推進する上での問題点等の情報を収集し、その内容の整理・分析を行うとともに、収集した問題点等の情報を基に歯科保健医療サービスに関するガイドライン等を作成する。	-	歯科医療サービスに関するガイドライン等を作成することで、歯科医療現場で直面している問題を解消し、医療従事者の負担の軽減等に寄与する。	055
(18) 実践的な手術手技向上研修事業 (平成24年度)	-	0.4億円	0.5億円	-	現在は一部の大学で限定的に行われているサージカルトレーニングの取組について、「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」を踏まえて、より多くの医師が参加し、その手術手技の向上につなげられるものとするため、他大学や医療機関の医師を含めて受け入れる取組を支援するとともに、トレーニングの効果や運営上の問題点等について整理・検討を行う。 (委託先) 医科系大学	研修参加者数	医師に死体を利用した実践的な手術手技を習得させるための研修体制を整備することにより、医師の医療技術の向上および国民に対する安全・安心な医療の提供を図る。	056
(19) 看護教員養成支援(通信制教育) 改善経費 (平成24年度)	-	0.7億円	900万円	3	看護教員養成講習会の未受講者の解消を図り、安定的に看護教員を養成するための、通信制教育(e-ラーニング)の補助を行う。	看護教員等養成講習会未受講者の解消 (受講率)	看護教員養成講習会に通信制教育(e-ラーニング)を導入し、看護教員養成講習会の未受講者の解消を図り、安定的に看護教員を養成する。	057

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	政策医療を向上・均てん化させること				担当部局名	医政局国立病院課		作成責任者名	国立病院課長 古川夏樹														
施策の概要	本施策は政策医療(国として担うべき医療)を推進するために実施している。 (なお、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターの評価については、独法評価委員会で評価が実施されている。)				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること																	
予算書との関係	本施策は予算書の以下の項に対応している。 (項)独立行政法人国立病院機構運営費[平成25年度予算額:230億円] (項)独立行政法人国立がん研究センター運営費[平成25年度予算額:74億円] (項)独立行政法人国立がん研究センター施設整備費[平成25年度予算額:0.3億円] (項)独立行政法人国立循環器病研究センター運営費[平成25年度予算額:46億円] (項)独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費[平成25年度予算額:45億円] (項)独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費[平成25年度予算額:4億円] (項)独立行政法人国立国際医療研究センター運営費[平成25年度予算額:69億円] (項)独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費[平成25年度予算額:3億円] (項)独立行政法人国立国際医療研究センター運営費[平成25年度予算額:40億円] (項)独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費[平成25年度予算額:35億円] (項)独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費[平成25年度予算額:2億円]				関連施策	-																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	歴史的・社会的な経緯等により民間等での対応が困難な医療や高度先駆的な医療については、国が医療政策として担うべき(政策医療)ものとされている。 各国立高度専門医療研究センター(国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立長寿医療センター)及び国立病院機構においては、臨床研究、教育研修及び情報発信などを行い、効率的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図っている。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
24	25	26	27	28																			
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
					24年度	25年度																	
1 治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)	1,174	平成23年度	前年度以上	毎年度	1,174以上	前年度以上	1,174	平成23年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において治験の実施件数を増加させることを目標としている。新薬・新医療機器等の研究及び治験を実施することで、その有効性及び安全性の検証のもと新規開発が促進される。より良い医療をより早く患者に提供することを目的とした政策医療推進のため、臨床研究における治験を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。														
2 発表論文数(掲載に専門家の審査が必要となる国際的に評価される専門的学雑誌に掲載された科学論文)	4,185	平成23年度	前年度以上	毎年度	4,185以上	前年度以上	4,185	平成23年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において臨床研究を推進することを目標としている。国際的に評価される専門誌等で論文を発表することで、新たな知見の普及や更なる研究の推進につながるから、発表論文数を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。														
3 研修会受入人数	268,807	平成23年度	前年度以上	毎年度	268,807以上	前年度以上	268,807	平成23年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において医療従事者の育成を積極的に行うことを目標としている。研修会と実施することで、医療従事者の育成を積極的に行い、先端医療の取得と普及を促進する。このような教育研修を目的とした政策医療を推進するため、研修会受入人数を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。														
4 ホームページアクセス件数	74,723,980	平成23年度	前年度以上	毎年度	74,723,980以上	前年度以上	74,723,980	平成23年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において情報の発信を行うことを目標としている。ホームページにおいて医療従事者のみならず一般国民を対象とした医療情報を発信することで、セミナー開催等国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構の取組、疾病予防対策等、全国民が医療への理解を深め医療への参画機会を得ることができる。このような情報発信を目的とした政策医療を推進するため、ホームページアクセス件数を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 独立行政法人国立病院機構運営費 (平成16年度)	362億円 (362億円)	286億円	230億円	1.2.3.4	独立行政法人国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立病院機構運営費を交付することにより、同機構が行う医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	76
(2) 独立行政法人国立がん研究センター運営費(平成22年度)	88億円 (88億円)	81億円	74億円	1.2.3.4	独立行政法人国立がん研究センターは、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立がん研究センター運営費を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	77
(3) 独立行政法人国立がん研究センター施設整備費(平成22年度)	25億円 (25億円)	19億円	0.3億円	1.2.3.4	独立行政法人がん研究センターはがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立がん研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	83
(4) 独立行政法人国立循環器病研究センター運営費(平成22年度)	54億円 (54億円)	50億円	46億円	1.2.3.4	独立行政法人国立循環器病研究センターは循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立循環器病研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	78
(5) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費(平成22年度)	45億円 (45億円)	47億円	45億円	1.2.3.4	独立行政法人国立精神・神経研究センターは精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	79
(6) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費(平成22年度)	23億円 (23億円)	13億円	4億円	1.2.3.4	独立行政法人国立精神・神経研究センターは精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	84
(7) 独立行政法人国立国際医療研究センター運営費(平成22年度)	75億円 (75億円)	71億円	69億円	1.2.3.4	独立行政法人国立国際医療研究センターは感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立国際医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	80
(8) 独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費(平成22年度)	15億円 (13億円)	13億円	3億円	1.2.3.4	独立行政法人国立国際医療研究センターは感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	85
(9) 独立行政法人国立成育医療研究センター運営費(平成22年度)	47億円 (47億円)	43億円	40億円	1.2.3.4	独立行政法人国立成育医療研究センターは成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立成育医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	81
(10) 独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費(平成22年度)	36億円 (36億円)	37億円	35億円	1.2.3.4	独立行政法人国立長寿医療研究センターは加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	82
(11) 独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費(平成22年度)	11億円 (11億円)	6億円	2億円	1.2.3.4	独立行政法人国立長寿医療研究センターは加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	87

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ-5-3))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	適正な移植医療を推進すること(施策目標Ⅰ-5-3)				担当部局名	健康局疾病対策課臓器移植対策室		作成責任者名	臓器移植対策室長 泉 潤一													
施策の概要	・臓器移植に関する研究及び臓器の提供のあっせんを行う等、臓器移植に関する普及啓発を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。 ・白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植(骨髄・末梢血幹細胞移植、さい帯血移植)を推進するため、あっせん体制の確保を図るとともに、骨髄等提供希望者(ドナー)や保存さい帯血を確保するための普及啓発を行い、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図る。等				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること																
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項) 移植医療推進費[平成25年度予算額 2,544,432千円]				関連施策	-																
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	○平成22年に施行された改正後の臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)のもと、脳死下での臓器提供事例が着実に増加している。このような中、臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する者の増員やドナ一家族に対する心理的ケアの充実等、あっせん業務体制の整備を図るとともに、移植医療への理解や臓器提供に係る意思表示の必要性について普及啓発に取り組む。 ○「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」(平成24年法律第90号)が平成24年に成立し、その早期の施行にむけた制度整備を行っている(施行日は平成26年3月11日までの政令で定める日)。そのような中で造血幹細胞移植を推進するため、骨髄移植のあっせん業務を行うコーディネーターの確保、ドナーや保存さい帯血を確保するための普及啓発等に取り組む。						政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28																		
モニ	モニ	実績	モニ	モニ																		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
1 臓器提供意思登録システム現登録者数 ((社)日本臓器移植ネットワーク調べ)	107,634	23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	107,634	23年度	臓器提供に関する意思表示の方法については、従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード(シール)」や医療保険証、運転免許証の裏面に記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから手軽に登録することが出来る臓器提供意思登録システムがある。この臓器提供意思登録システムの現在の意思登録者数を測定することで、臓器移植に関する普及啓発の効果の測定ができる。													
2 骨髄バンクドナー登録者数 ((公財)骨髄移植推進財団調べ)	407,871	23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	407,871	23年度	骨髄・末梢血幹細胞移植を推進するにあたっては、ドナーを確保するための普及啓発を行うことが必要となる。当該指標により普及啓発の効果の測定ができる。													
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																	
3 造血幹細胞移植推進法の施行	「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の早期施行			25年度	議員立法により、平成24年9月6日に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が成立、同年9月12日に公布され、公布の日から1年6月を超えない範囲内で施行することとなっている。期限は平成26年3月11日となるが、早期の施行ができるよう努める。																	
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	臓器の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値を設定する指標としてなじまないが、臓器移植の現状把握に有用である。																
4 臓器提供者数 ((社)日本臓器移植ネットワーク調べ)	15	5	39	44	-																	

造血幹細胞移植件数 5 ((公財)骨髄移植推進財団、日本さい帯血バンクネットワーク調べ)	1,993	2,139	2,266	2,378	—	骨髄等の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。		
コーディネート期間における採取行程日数(平均値)((公財)骨髄移植推進財団調べ)	—	—	—	—	81	骨髄等の採取行程日数は、ドナーの都合等によって左右されるものであることから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 臓器移植対策事業	7.2億円	6.6億円	6.4億円	1	①臓器移植のあっせんに関する事業 重い病気により臓器の機能が低下し、他の治療法がない場合に行う臓器移植を公平に実施するため、臓器移植法第12条に基づくあっせん機関として臓器移植に係る連絡調整等を行う。 ②臓器移植あっせん事業体制の整備に関する事業 適切に脳死判定・臓器提供が行われるよう医療機関の体制整備を支援するとともに、あっせん事業の従事者に対する研修を行う。 ③臓器移植に係る普及啓発に関する事業 広く国民に移植医療の知識や理解を深めてもらうとともに、臓器提供に関する意思表示をしていただける環境を整えるための普及啓発を行う。	①臓器提供意思登録システム現登録者数:前年度以上 ②臓器提供件数:前年度以上 ③臓器移植件数:前年度以上	・臓器提供に関する意思表示の方法については、従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード(シール)」や医療保険証、運転免許証の裏面に記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから手軽に登録することが出来る臓器提供システムがある。この臓器提供システムの意思登録者数を測定することで、臓器移植に関する普及啓発の効果の測定ができる。 ・臓器提供件数及び臓器移植件数について、臓器の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値の設定に困難な面があるが、臓器移植の現状把握に有用である。	146
(2) 移植対策(造血幹細胞)事業	18億円	18億円	18億円	2	①骨髄等のあっせんに関する事業 白血病等の治療に有効な骨髄移植や末梢血幹細胞移植を公平に実施するため、第三者機関である骨髄移植推進財団があっせん機関として骨髄移植等に係る連絡調整を行う(国際的なあっせんを含む)。また、骨髄等提供登録者(ドナー)の登録内容の定期的更新等を行う。 ②骨髄移植等に係る普及啓発に関する事業 一人でも多くの患者に骨髄移植等の機会を提供できるよう、骨髄等提供希望者を確保するための普及啓発事業、骨髄等提供希望者への説明を行うボランティアに対する研修事業、ドナー登録会の開催及び低所得者の患者負担金免除事業を行う。	①骨髄移植ドナー登録者数:前年度以上 ②非血縁者間骨髄移植実施数:前年度以上 ③非血縁者間さい帯血移植実施数:前年度以上	・骨髄・末梢血幹細胞移植を推進するにあたっては、ドナーを確保するための普及啓発を行うことが必要となる。当該指標により普及啓発の効果の測定ができる。 ・骨髄等の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値の設定に困難な面があるが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。	147
(3) 移植対策費	0.4億円	0.3億円	0.4億円	1	・適正な臓器移植の実施に必要なガイドライン等の改正に向けた検討を実施するため、各種作業班を開催 ・脳死下での臓器提供事例が発生した際、手続きが適正に行われたかの検証を実施 ・臓器等を提供したドナーに対し臓器提供者等感謝状を送付 ・臓器移植の普及啓発を目的として全国の中学校へ教育用パンフレットを送付	①臓器移植の普及啓発を目的とした全国の中学校への教育用パンフレットの送付 ②臓器等提供者への大臣感謝状贈呈数	・臓器移植の普及啓発に際しては、早い時期から臓器移植に関する知識を身につけ、正しい知識を身につけることが必要である。全国の中学校への教育用パンフレットの配布を行うことで、臓器移植に対する正しい理解を促し、普及啓発をすすめることが期待できる。 ・臓器等提供者に対して、厚生労働大臣感謝状を贈呈している。このような感謝状を通じ、臓器移植への理解とその崇高な心を讃える。	148
(4) 造血幹細胞移植医療体制整備事業	—	—	0.7億円	5, 6	血液がん等に対する造血幹細胞を用いた早期治療(採取の積極的実施、緊急の移植受入)の実践を行うとともに、造血幹細胞移植に関する人材育成、治療成績の向上及び研究を促進させるための基盤整備を図る。	①コーディネート期間における採取行程日数(平均81日)の短縮:平均以下 ②造血幹細胞移植実績数の全国平均以上:全国平均の2倍	・骨髄等の採取行程日数は、ドナーの都合等によって左右されるものであることから、目標値の設定に困難な面があるが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。 ・骨髄等の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値の設定に困難な面があるが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。	新25-010

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ-10-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること(Ⅰ-10-2)		担当部局名	健康局がん対策・健康増進課		作成責任者名	がん対策・健康増進課長 宮崎 雅則												
施策の概要	本施策は、生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図るために実施している。		政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること															
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (Ⅰ項)健康増進対策費【平成25年度予算額:15,429,326千円】		関連施策	—															
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	生活習慣の改善については、栄養、運動、休養など9分野70項目の目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を平成12年から推進してきたが、平成14年には、健康づくり・疾病予防を更に積極的に推進するため、健康増進法が制定されている。平成24年7月には健康日本21(第2次)が告示され、平成25年度から実施することとしている。 また、がん対策については、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」(平成24年6月変更)を踏まえ、総合的かつ計画的に推進している。					政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>			24	25	26	27	28	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28															
モニ	モニ	実績	モニ	モニ															
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
					24年度	25年度													
1 肥満者の割合 ①20～60歳代男性の肥満者の割合 ②40～60歳代女性の肥満者の割合 (出典:国民健康・栄養調査)	①31.2% ②22.2%	平成22年	28% 19%	平成34年度	—	—	①31.7% ②23.0%	平成23年	ライフステージを通して、体重は日本人の主要な疾患や健康状態との関連が強く、肥満は循環器疾患、がん、糖尿病等の生活習慣病との関連があるため、重要な指標として当該指標を設定した。また、肥満は近年増加傾向にあるが、自然増により見込まれる肥満者の割合を15%程度減少させた値として、健康日本21(第2次)において本目標値を設定した。 (健康日本21(第2次)のURL: http://www.kenkouippon21.gr.jp/kenkouippon21/about/index.html)										
2 日常生活における歩数の増加(20～64歳) (出典:国民健康・栄養調査)	男性 7,841歩 女性 6,883歩	平成22年	男性 9,000歩 女性 8,500歩	平成34年度	—	—	男性 7,935歩 女性 7,233歩	平成23年	歩数(身体活動量)は、過去10年間で減少傾向にあり、将来の生活習慣病発症や社会生活機能低下の一因として強く懸念されるため、当該指標を設定した。また、歩数を1日1,500歩増加させることにより、非感染性疾患の発症・死亡リスクが低下するという研究があるため、これを踏まえた値として、健康日本21(第2次)において本目標値を設定した。 (健康日本21(第2次)のURL: http://www.kenkouippon21.gr.jp/kenkouippon21/about/index.html)										
3 がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少 (出典:人口動態調査)	人口10万 対 84.3人	平成22年	人口10万 対 73.9人	平成27年	—	—	人口10万 対 83.1人	平成23年	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。このため、がん対策推進基本計画に基づく総合的な対策の推進により、年間調整死亡率を引き下げることが重要であることから、当該目標を設定した。また、年間調整死亡率は減少傾向であるが、昨今は減少傾向が鈍化していることから、平成19年に掲げた10年間の目標をそのまま踏襲した値として、がん対策基本計画において本目標値を設定した。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html)										
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
4 食事による栄養摂取量の基準(告示)の改定作業	食事による栄養摂取量の基準を改定		平成26年度	食事による栄養摂取量の基準(以下、「食事摂取基準」)は5年ごとに改定作業を行っており、平成27年度から使用する「食事摂取基準(2015年版)」は、高齢化の進展や糖尿病有病者数の増加等を踏まえ、生活習慣病の発症予防に加えて、重症化予防も視野に入れて基準を改定する。食事摂取基準は、健康増進法第30条の2第3項に基づき、変更したときは、遅延なく公表する必要がある。															

(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	-	-	-	-	-			
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 健康増進事業 (平成20年度)	25.9億円	27.4億円	28.2億円	1,2,3	健康教育、健康診査やがん検診などを実施する。	糖尿病、がん等の生活習慣病の予防	糖尿病、脂質異常症、喫煙に関する健康教育、健康診査やがん検診などを実施することにより、肥満者の増加を抑制し、がん、糖尿病などの生活習慣病の予防を図る。	279
(2) 健康的な生活習慣づくり重点化事業 (平成17年度)	1.7億円	1.6億円	1.6億円	1	運動施設等を活用した肥満予防・改善のための体験機会の提供や民間産業と連携したメニュー改善に向けた取組を推進する。また、親子ワークショップ、講演会等の開催並びに民間産業、商店街等と連携した糖尿病予防対策等を実施する。	肥満者の割合の減少	健康的な生活習慣づくり重点化事業を実施することにより、健全な食習慣と運動習慣の形成と、周囲による支援の促進や食生活の改善を継続的に進められる環境整備などが図られ、肥満者の増加抑制に寄与することが見込まれる。	280
(3) がん診療連携拠点病院機能強化 事業費等	35.78億円	31億円	33.26億円	3	がん診療連携拠点病院が実施するがん専門医等の育成、がん診療ネットワークの構築、地域や全国におけるがんの罹患等の実態調査を行うための院内がん登録、がん患者やその家族に対する相談支援等の事業を行う。	がん診療連携拠点病院の体制整備	がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療が受けられることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図り、がん医療水準の均てん化(全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差を是正する。)の充実・強化を図る。	281
(4) がん検診推進事業費等 (平成21年度)	116.3億円	104.9億円	72.6億円	3	受診勧奨事業の方策の1つとして、節目年齢の方を対象とし、乳がん、子宮頸がん及び大腸がん検診の無料クーポン券を送付し、がん検診の重要性や検診方法の理解を促すとともに、検診受診率の向上を図る。	がん検診受診率の向上	節目年齢の方が無料で検診を受けることができる乳がん、子宮頸がん及び大腸がん検診の体制を整備することで、がんによる死亡リスクの軽減を図る。	282
(5) 国民健康・栄養調査委託費	1.3億円 (1.1億円)	2.2億円 (2.0億円)	1.3億円	1,2	健康増進法(平成14年法律第103号)第10条に基づき実施するものであり、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。	20～60歳代男性の肥満者の割合の減少	国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにする。	283
(6) 管理栄養士専門分野別人材育成 事業費	0.2億円	0.2億円	0.2億円	1	複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施および食事指導の拠点となる栄養ケア・ステーションの機能強化に向け、高度な専門性を発揮できる管理栄養士を育成するため、各専門領域におけるリーダーを対象とした研修プログラムを作成する。	高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成	高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成により、水準の高い栄養ケアの効率的な提供を図る。	285
(7) 健康増進総合システム(保守・運用)	0.8億円	0.2億円	0.4億円	1,2,3	生活習慣を改善するため、最新の科学的知見に基づいた情報提供、個人に合わせた専門指導を行うためのプログラム等の運用を行う。	糖尿病、がん等の生活習慣病の予防	科学的知見に基づく正しい情報の国民への発信、自ら生活習慣の改善を行うことを支援するプログラム、及び保健師等の専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの運用を行い、国民の糖尿病や合併症などの生活習慣病を予防する。	286
(8) 健康増進総合システム(情報提供)	0.7億円	1.0億円	0.2億円	1,2,3	生活習慣を改善するため、最新の科学的知見に基づいた情報提供を行う。	糖尿病、がん等の生活習慣病の予防	科学的知見に基づく正しい情報の国民への発信を行い、国民の糖尿病や合併症などの生活習慣病を予防する。	287
(9) がん医療に携わる医師等に対する 研修事業等	3.50億円	3.82億円	3.19億円	3	がん医療に携わる医療従事者に対して、緩和ケアやリハビリテーション等の研修を実施する。	がん医療に携わる医療従事者の育成	がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成や治療の初期段階からの緩和ケアを実施するための医療従事者の育成に寄与する。	288
(10) 管理栄養士国家試験費	0.5億円	0.5億円	0.4億円	1	栄養士法に基づき管理栄養士の資質を確保するため、適正に管理栄養士国家試験の実施及び管理栄養士免許証の交付・登録等を行う。	管理栄養士の資質の確保	管理栄養士として必要な知識及び技能について試験を実施することにより、全国均一の水準による資格をもった管理栄養士の確保し、国民の食生活の向上、健康的な生活の実現に寄与する。	289

(11) 生活習慣病対策推進費	0.9億円	0.8億円	1.8億円	1,2,3	「健康日本21(第二次)」を国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進するために、広く国民、健康関連団体等の参加を得て、シンポジウムを開催し、健康づくりに関する情報交換や交流の場とするとともに、具体的な取組の進め方に関する情報を発信する等により、生活習慣病の予防を推進する。	糖尿病、がん等の生活習慣病の予防	運動習慣の定着、食生活の改善、生活習慣病予防の取組を国民一人ひとりに浸透させ、国民の生活習慣改善に向けた行動変容の動機付けを促進する。	290
(12) 栄養ケア活動支援整備事業	-	0.5億円	0.4億円	1	増大する在宅療養者に対応するため、潜在管理栄養士等の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を行う公益法人等の取組の促進・整備を行う。	栄養ケア活動の推進	潜在管理栄養士等の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を行う公益法人等の取組の促進・整備により、在宅療養者に対するきめ細やかな栄養ケアサービスの提供に寄与する。	292